

★仙波由加里（桜美林大学加齢発達研究所）

「Donor Conception で生まれた人のドナーの非匿名情報を得る権利」

Donor Conception (DC) とは、提供された精子や卵子を利用したり、出産を他者に依頼するといった生殖に第三者を介入させる医療を指す。日本では 1949 年に、国内ではじめて、提供精子を利用しての人工授精で子どもが誕生している。以来、この技術で生まれてきた人が国内だけでも、少なくとも 1 万人以上いると言われ、また最近では、提供卵子の利用も注目され、その件数も年々増加の途をたどっている。

DC は今や世界の多くの国で実施されているが、近年問題とされているのが、こうした技術から生まれてきた人たちの福祉をめぐる問題である。その中でも特に DC で生まれた人のドナー情報を得る権利、すなわち自らの出自を知る権利が注目されている。諸外国には、すでに DC で生まれた人のドナー情報を得る権利を法で保障する国もあるが、それでも DC で生まれた人の多くが、いまだドナー情報を得られずにいる。近年、こうした技術から生まれ、ドナー情報を得ることのできない人たちが、その権利を求めて活発に活動を展開するようになってきている。そこで今回の報告では、諸外国で起こっている DC で生まれた人たちのドナーの非匿名情報を得る権利を求めての最新の動きに注目し、特に次の 3 点に絞って報告する。

1. 海外の DI の関係者がつくる自助グループ（特に Donor Sibling Registry）
2. ドナー情報を得る権利を求めての裁判（カナダの Olivia Pratten vs British Columbia の事例）
3. 最近の豪政府による DC で生まれた人の出自を知る権利を守るための動き、および、豪ヴィクトリア州の法改正提案についての画期的な内容。

そして最後に、これらを踏まえて、日本において早急に取り組むべき課題について述べたい。

★日比野由利（金沢大学医薬保健研究域医学系助教）

「インド女性の語りからみた第三者生殖技術の現状・プロセス」

インドでは、経済のトリクルダウン仮説にもとづいた医療ツーリズムが推進され、第三者生殖技術が商業的な形で広く行われている。インド全土の IVF クリニックは年々増加しており、近年では年間 35,000 サイクル(2010)が実施されていると報告されている。代理出産ツーリズムも、年々右肩上がりの成長を見せており、仲介業者や旅行会社など様々な利益主体を生み出し大きな経済効果をもたらしている。今後、生殖補助医療の規制法案がインド国内で成立すれば、中央政府のデータベースに登録施設による実施数が登録されるシステムになることが予想されるが、現在のところ治療成績や第三者生殖技術についての公式統計はなく実態の把握は困難である。一方、日本からの代理出産ツーリズムは、2008 年のマンジ事件以降、漸増してきていると考えられ、日本人夫婦における新たな帰国トラブルも生じている。近年、インドの代理出産等についての実態調査がインド国内外の研究者・調査機関等により進められ調査報告書も出されている。これらの知見および筆者の調査結果を示し、インドの第三者生殖技術、とくに代理出産の現状や問題点について述べる。調査では、病院に女性たちをリクルートし第三者生殖技術のプロセス全般に密接に関わりをもつ元経験者(ブローカー)、彼女たちからリクルートされ卵子ドナーや代理母などの形で自己の身体を供給するに至った女性たちにインタビューを行った。そのなかから、①リクルート方法、②妊娠中の生活圏、③スティグマへの対処、④社会上昇のチャンス、⑤子どもへの愛着、⑥依頼者との関係、について整理し紹介する。

★幅崎麻紀子（筑波大学ダイバーシティ推進室准教授）

「生殖テクノロジーの流入とローカルな実践：ネパールを事例として」

ネパールにおける生殖を操作する技術としての生殖テクノロジーの流入は、1960 年代、国際機関や外国政府の支援を受け、国策として進められた「家族計画」に遡る。本発表の前半は家族計画を軸に、生殖テクノロジーの導入のプロセスを概観すると共に、家族計画が、「貧困削減」や「人権問題」、フォーマル／ノンフォーマル教育と結びつき、一連の「開発」プロジェクトや識字教育と節合してネパール全域へともたらされていく過程を考察する。そして、「家族計画」の枠組みでもたらされたツールの 1 つである低用量ピルが、女性たちの間でその用途と使用方法がローカルに解釈され、妻として嫁として母としての地位を守るためのツールとして解釈され使用される等、ネパールの女性達というローカルな文脈における

生殖テクノロジーのローカルな解釈と利活用の実践について、ピルを事例としながら考察する。発表の後半は、2005 年に「ネパール国内でテストチューブベビー成功」としてマスコミに大々的に取り上げられ、その後、複数の医療機関で実施されるに至る IVF のローカル社会における捉えられ方と IVF をめぐる政府の思惑について考察する。

★荒木晃子（立命館大学客員研究員）

「生殖医療を包括した不妊問題解決の再考～不妊現象と家族支援システム構築に向けて～」

発表では、不妊を、当事者のからだどころに起きる現象であると提起する。

まず、不妊現象を「からだにおきる現象」と「こころに変化をもたらす心理的現象」と捉え、不妊現象を総括した現象の構造化を試みる。からだの不妊現象は、医学的に不妊症として、生殖医療手段を選択し克服する可能性をもつが、同時に、精子・卵子の提供、代理出産といった第三者が関与する高度生殖医療技術により、潜在する家族問題、生命倫理、法的な問題と課題等の社会問題を提起している現状がある。さらに、こころの不妊現象は、当事者に独自性の強い不妊心理を形成する要因となり、皮肉にも、他科とは異なる生殖医療の特異性は、不妊心理を強化する一因となっていた。次に、不妊当事者の定点で、「不妊は家族の問題」として社会的解決手段を探る。不妊心理の分析から、不妊現象が要因となった当事者の抱える問題を明確化し、当事者家族におきる家族問題の解法を考察する。不妊現象を医学的に克服することには限界があるものの、家族の不妊問題を解決することは可能である。その問題解決に必要な援助を、社会に支援体系として構築すべく実践する論者の研究成果を、対人援助学の視点で考察し報告する。

★野辺陽子（東京大学大学院人文社会系研究科 博士課程）

「なぜ養子縁組は不妊当事者に選択されないのか？——制度/運用/当事者の意識」

本発表は、不妊の対応策としての養子縁組の選択をめぐる課題を整理することにある。具体的には、不妊当事者が養子縁組という選択肢に進む際の障壁を、①当事者の意識、②制度、③運用の3点から明らかにする。

まず、当事者の意識については、インタビュー調査の結果、大きく分けて、養子縁組が不妊の対応策として、自身の選択肢の集合に入っているケースと、選択肢の集合に入っていないケースがあることがわかった。前者の選択肢の集合に入っているケースはさらに実際に養子縁組をしたケースと養子縁組しなかったケースに分けられた。養子縁組が選択肢の集合に入っていないが、養子縁組をしなかったケースでは、養子縁組できなかった理由として、①希望するような乳幼児がない、②夫の反対、③周囲の反対、④養子制度の理念・運用に疑問を感じた、という理由が語られた。本発表では、これらの結果を踏まえて、養子縁組の制度面、運用面での課題を具体的に提言する。

★高橋克彦（広島 HART クリニック理事長）

「わが国における卵子提供体外受精の現状と問題点」

わが国には非配偶者間体外受精についての法規制は存在せず、唯一日本産科婦人科学会（以下、日産婦）会告による、「体外受精は夫婦間にのみ適応される」（1983 年）が指針として存在している。2003 年厚労省報告書（以下、報告書）は卵子提供体外受精を容認したが、実施に当たっては法整備を待つようにと指示、日産婦はこれを指針として堅持している。しかし法整備は未だ実現していない。

報告書では提供者は匿名に限り無償とするとしているが、わが国では無償の提供者を患者が探すことは困難で、事実上不可能であるため、国内で実施された卵子提供体外受精の提供者は近親者からのみである。希望者の多くが高齢者であるため、近親者の提供も困難である。そのため海外での有償卵子提供体外受精（渡航治療）を実施する患者が増加しており、年間 1,000 例を超えていると推測される。患者の晩婚化、高齢化が進み今後も卵子提供希望者は増加することは欧米の実情を考慮しても明らかであり、渡航治療が今後も増加することは避けられない。米国で 2009 年実施された 43 歳以上の女性の体外受精では、50%以上が卵子提供であり（15,000 周期）、渡航日本人も含まれている。

現在までも数千人が出生していると推測されるにもかかわらず、厚労省、日産婦、社会、メディアも依然として実施の可否の議論のみを続けている。すでに多くの児が誕生している現状を考慮して、児の福祉を重視した対策の実施が望まれる。

★島菌洋介（金沢大学医薬保健研究域医学系研究員）

「不妊当事者の卵子提供をめぐる意識とニーズ——アンケート調査の結果から」

【目的】日本では、晩婚化・晩産化に伴い不妊カップルが増加しており、生殖補助技術(ART)も急速に普及した。しかし、ARTにかんする法規制はなく、ARTのルールや仕組みの整備が緊急の課題となっている。その際、不妊当事者の意識や見解を十分に把握することは、望ましい生殖医療のあり方を考える上でも重要である。そこで、第三者の関与する補助生殖医療に対する不妊当事者の意識を明らかにするため、アンケート調査を実施した。本発表では特に卵子提供に関する調査結果を中心に報告する。

【方法】2011年11月中旬から、国の特定不妊治療費助成施設のうち協力の得られた65病院を通して合計7,309票の自記式調査票を配布した。3月上旬までに2,007票を患者個人からの後納郵便で回収した（回収率27%）。

【結果】「既に卵子提供を受けたことがある」としたのは3名のみだったが、全体の11.8%が今後卵子提供を受ける可能性がある」と回答した。この割合は、主な不妊原因に「早発閉経」(0.8%)や「加齢」(22.3%)を挙げた人々のあいだでさらに高かった（23.5%、38.6%）。また、卵子提供受けるかもしれないと回答した人々は、57.5%は海外で卵子提供を受ける可能性があるとした。最も望ましい卵子提供者としては、「姉妹」(65.2%)が最も多く挙げられた。卵子提供受けるかもしれないと回答した人々に限ってみると、「姉妹」(50.8%)以外の選択肢—「匿名の卵子ドナー」(28.0%)や「余剰卵」(14.0%).FN/を挙げる人々が相対的に多かった。

【結論】不妊当事者の高齢化に伴い今後卵子提供へのニーズの増加が予測される。国内での実施困難な現状が続く場合、海外での卵子提供を受ける生殖ツーリズムが盛んになる可能性もある。子どもの福祉や身体の商品化などの問題に配慮した上で、国内で卵子提供のニーズに対応する体制を整えていく必要がある。